

処遇改善加算・特定処遇改善加算・処遇改善臨時特例交付金 及びベースアップ等支援加算の支給に関する規定

(目的)

第1条 厚生労働省が創設した福祉・介護職員処遇改善加算制度および福祉・介護職員等特定処遇改善加算制度に基づき、職員に対し支給する処遇改善支給額及び特定処遇改善支給額（以下「処遇改善等支給額」）について必要な事項を定めるものとする。また、新たな処遇改善臨時特例交付金（改善支援手当）、およびベースアップ等支援支給額についても必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 事業所に従事する職員

(支給額)

- 第3条 処遇改善等支給額は、厚生労働省の定める福祉・介護職員等処遇改善加算制度および福祉・介護職員等特定処遇改善加算制度の支給基準に則り、表1に定める。
- 2 処遇改善事業補助金（改善支援手当）は、令和4年2月から9月までの期間、障害福祉職員処遇改善事業補助金の交付により、算定式に基づき「決まって毎月支払われる手当」として支給する。
 - 3 ベースアップ等支援手当（名称：「改善支援手当」引き継ぐ）は令和4年10月から算定式に基づき、「決まって毎月支払われる手当」として支給開始する。

(支給方法)

- 第4条 「処遇改善等支給額」の支給方法は、毎年度定期昇給および年2回（6月、12月）の賞与時に処遇改善手当・特定処遇改善手当として支給する。
- 2 「改善支援手当」は「決まって毎月支払われる手当」として、定額を支給する。

(その他)

第5条 この規定は、支給の根拠となる制度が終了すると同時に廃止するものとする。

付則 この規定は、令和4年2月1日から施行する。

付則 この規定は、令和4年10月1日から施行する。

《 表 1 》 支給基準

1. 福祉・介護職員処遇改善手当

福祉・介護職員処遇改善支給額は、下記の時期に支給する。

- (1) 定期昇給 給与規定による
- (2) 賞与 6月・12月

常勤職員に対して、一律同額を支給する。

福祉・介護職員処遇改善加算制度の支給基準に則り、下の計算式により算出する。

$$\frac{\text{処遇改善加算給付額} - \text{定期昇給総額}}{\text{常勤職員}} + \text{法人負担調整額}$$

2. 福祉・介護職員等特定処遇改善手当

福祉・介護職員等特定処遇改善支給額は、下記の区分、時期によって支給する。

区分	A：経験・技能のある指導員	B：その他の職員
条件	勤続10年以上 社会福祉士、介護福祉士、精神 保健福祉士、看護師 サービス管理責任者	Aに該当しない職員
配分比率	1.01	1

- (1) 賞与 6月・12月

常勤職員に対して、一律同額を支給する。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算制度の支給基準に則り、下の計算式により算出する。

$$\frac{\text{特定処遇改善加算給付額}}{\text{常勤職員}} + \text{法人負担調整額}$$

3. 福祉・介護職員等処遇改善臨時特例交付金

「改善支援手当」として、「決まって毎月支払われる手当」で、処遇改善臨時特例交付金が終了するまで支給する。金額については、毎年度交付される交付金の受給額によって変動する。

4. 福祉・介護職員等処遇ベースアップ等支援加算

処遇改善臨時特例交付金の終了後、「決まって毎月支払われる手当」として、「改善支援手当」をそのまま引き継ぎ、福祉・介護職員等の賃金改善のために支給する。金額については、毎年度交付される交付金の受給額によって変動する。